事　務　連　絡

令和3年3月11日

各都道府県建設業協会　御中

一般社団法人　全国建設業協会

労 働 部

粉じん障害防止規則及びずい道等建設工事における粉じん対策に関する

ガイドラインの運用について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の運用に当たり、解釈及び判断基準が作成されましたので、貴会会員企業の皆様に対し周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

（労働部　又木）